

大分県介護保険施設等監査要領

第1 目的

この大分県介護保険施設等監査要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第76条、第76条の2、第77条、第90条、第91条の2、第92条、第100条、第103条、第104条、第114条の2、第114条の5、第114条の6、第115条の7、第115条の8及び第115条の9の規定に基づき、介護保険施設等（指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者（以下「指定介護老人福祉施設開設者等」という。）、介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護老人保健施設開設者等」という。）、介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者（以下「介護医療院開設者等」という。）及び指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防サービス事業者等」という。））、に対して行う介護給付又は予防給付（以下「介護給付等」という。）に係るサービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的な事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 監査方針

監査は、介護保険施設等の介護給付等対象サービスの内容並びに介護報酬の請求について、県が条例で定める介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、又は介護給付等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

第3 監査対象となる介護保険施設等の選定基準

監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行うものとする。

1 要確認情報

- (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
- (2) 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 大分県国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- (4) 連合会・保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

2 運営指導における情報

法第24条の規定に基づく指導を行った介護保険施設等において認めた（その疑いがある場合を含む）指定基準違反等及び人格尊重義務違反

第4 監査方法等

1 監査担当

監査担当は、保護・監査指導室とするが、必要に応じて高齢者福祉課との合同監査とする。

2 監査実施通知

監査の実施に当たっては、監査対象となる介護保険施設等に対し、あらかじめ次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急に監査を実施する必要があると判断した場合にはこの限りでない。なお、運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告できるものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 監査対象となる介護保険施設等の出席者（役職名で可）
- (5) 事前に提出する書類等
- (6) 当日準備する書類等
- (7) 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

3 事前調査

監査担当者は、原則として監査を実施する前に介護給付費請求書等による書面審査を行うとともに、必要と認められる場合には、介護給付等を受けた要介護者及び要支援者（以下「要介護者等」という。）等に対する実地調査を行う。

4 立入検査等

指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認めるときは、介護保険施設等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者

に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等の当該指定（許可）に係る事業所（施設）に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行うものとする。

5 監査調書の作成

監査担当者は、監査後、監査調書（様式1）を作成する。

6 監査結果の通知等

（1）監査結果の通知

監査の結果、8の（1）の勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うものとする。

（2）報告書の徴求

前記（1）により通知を行った場合は、当該介護保険施設等に対し、通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

7 市町村等との連携

（1）情報提供等

監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者及び監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は、当該事業者を指定している全ての市町村に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

（2）指定権限等が県にある介護保険施設等に対し市町村が監査を実施する場合

ア 指定又は許可の権限が県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等及び指定介護予防サービス事業者等（以下「県指定サービス事業者」という。）に対し、市町村が監査実施するにあたり、事前に情報提供があった場合で、県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。

イ 市町村から、監査により指定基準違反等又は人格尊重義務違反と認める旨の通知があった場合は、すみやかに当該県指定サービス事業者に対して監査を実施し、8に定める措置をとるものとする。

8 行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第5章に規定する「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき、次に掲げる行政上の措置をとるものとする。

（1）勧告

ア 介護保険施設等（介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等を除く。以下（2）及び（3）について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができる。

イ 勧告した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求めるものとする。

ウ 当該期間内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 命令

ア 勧告を受けた介護保険施設等が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

イ 命令した場合は、当該介護保険施設等に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求めるものとする。

ウ 命令をした場合には、その旨を公表する。

(3) 指定の取消し等

ア 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第77条第1項各号、第92条第1項各号、及び第115条の9第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止（以下「指定の取消等」という。）をすることができる。

イ 取消処分等を行うときは、当該介護保険施設等に対し措置の種類、根拠規定、その原因となる事実、不服申立てに関する事項等について文書により通知を行う。

ウ 取消処分等を行うときは、法第78条、第93条、第104条の2、第114条の7及び第115条の10の規定に基づきその旨を告示するとともに、その介護保険施設等の事業活動区域に所在する市町村（保険者）及び連合会に対し、その旨を通知する。

(4) 設備の使用制限等

介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

ア 介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 勧告を受けた介護老人保健施設又は介護医療院が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

エ 勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求める。

オ 命令をした場合には、その旨を公表する。

(7) 許可の取消し等

介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

(8) その他

監査の結果については、文書により通知する。なお、上記（1）～（7）に該当する場合はそれらの通知に代えることができる。また、上記（1）～（7）に該当しない改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

9 聴聞等

監査の結果、当該介護保険施設等が、命令又は指定の取消等若しくは許可の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。

10 経済上の措置

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払いに係る保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

上記（1）の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

第5 監査にあたっての留意事項

1 市町村との連携等

指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等に対し第4の8「行政上の措置」を行う市町村から、事前に情報提供を受けた場合は、当該市町村に対し必要に応じ助言を行うものとする。

2 厚生労働省への報告

法第197条第2項の規定に基づき、監査及び行政措置の実施状況について、厚生労働省が定めるところにより、同省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(様式 1)

室 長	室 員

介護保険事業者 監査調書

事業者名								
所在地								
開設者氏名					管理者氏名			
監査年月日		令和 年 月 日（ ） 時 分から 時 分まで						
監査担当者		所属		職名		氏名		
事業者等出席者の状況								
職名等		氏名		職名等		氏名		
総合 所見								

(大分県福祉保健部保護・監査指導室)